

8-3 土壌環境・その他

8-3-1 重要な地形及び地質

(1) 調査

1) 調査の基本的な手法

調査項目	調査の手法及び調査地点等
<ul style="list-style-type: none">・ 国立公園の分布・ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性・ 地形及び地質の概況	<p>文献調査；国立公園等の分布や地形及び地質関連の文献、資料を収集し整理する。なお、文献調査を補完するために、必要に応じて現地踏査を行った。</p> <p>調査地域；対象事業実施区域及びその周囲の内、都市トンネル、非常口（都市部）、地下駅、変電施設を対象に工事施工ヤードの設置又は鉄道施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響が生じるおそれがあると考えられる地域とした。</p>

2) 調査結果

ア. 国立公園、国定公園、都立自然公園、都自然環境保全地域等の分布

対象事業実施区域及びその周囲の都自然環境保全地域等の指定状況を、表 8-3-1-1 に示す。

表 8-3-1-1 対象事業実施区域及びその周囲の都自然環境保全地域等の指定状況

地域名	種類	名 称
町田市	緑地保全地域	町田関ノ上緑地保全地域
	歴史環境保全地域	函師小野路歴史環境保全地域

資料：「東京都の公園緑地マップ 2011」（平成 23 年 3 月、東京都建設局公園緑地部計画課）

イ. 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性

対象事業実施区域及びその周囲に分布する重要な地形及び地質は、表 8-3-1-2 に示す文献及び法令を基に選定を行った。重要な地形及び地質の分布、状態及び特性の調査結果を、表 8-3-1-3 に示す。

表 8-3-1-2 重要な地形、地質及び自然現象に関する文献及び法令名

文 献 及 び 法 令 名		区 分
①	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号 最終改正：平成 23 年 5 月 2 日法律第 27 号)	地質鉱物 (特異な自然現象も含む) 名勝天然記念物 特別名勝記念物
②	東京都文化財保護条例 (昭和 51 年 3 月 31 日東京都条例第 25 号) 港区文化財保護条例 (昭和 53 年 10 月 2 日港区条例第 24 号) 品川区文化財保護条例 (昭和 52 年 3 月 30 日品川区条例第 18 号) 大田区文化財保護条例 (昭和 56 年 3 月 20 日大田区条例第 19 号) 町田市文化財保護条例 (昭和 52 年 4 月 1 日町田市条例第 30 号)	史跡名勝天然記念物 (地形、地質の関わるもの)
③	第 1 回環境保全基礎調査報告書 (昭和 51 年、環境庁)	すぐれた地形、地質及び自然現象
④	第 3 回環境保全基礎調査報告書 (平成元年、環境庁)	地形、地質及び自然現象に係る自然景観資源
⑤	日本の地形レッドデータブック第 1 集 新装版－危機にある地形－ (平成 12 年 12 月、小泉武栄、青木賢人)	レッドデータブック掲載地形
⑥	日本の地形レッドデータブック第 2 集 －保存すべき地形－ (平成 14 年 3 月、小泉武栄、青木賢人)	レッドデータブック掲載地形
⑦	東京都文化財総合目録 (都指定・国指定・区市町村) (平成 22 年 3 月、東京都教育委員会)	都、国、区市町村指定の天然記念物

表 8-3-1-3 対象事業実施区域及びその周囲に分布する重要な地形及び地質

所在地	文献 及び 法令名	名 称	区 分	特 性
町田市	⑤	多摩丘陵御殿峠の礫層	地形	礫層露頭

ウ. 地形及び地質の概況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の概況を、「本編 第 4 章 図 4-2-1-14」に示す。

対象事業実施区域及びその周囲の内、区部では主に台地、低地が見られ、市部では、そのほとんどにおいて山地・丘陵地が見られる。区部には北側及び北西側に武蔵野台地、東側には低地、埋立地が分布している。武蔵野台地は、目黒川、立会川等によって形成された谷地低地と目黒台、荏原台、久が原台と呼ばれている台地群により形成されている。低地は多摩川等によって形成された沖積平野で、三角州、海岸平野、氾濫平野の低地とこれよりわずかに高い自然堤防、砂州により形成されている。また臨海部には人工的な埋立地が存在する。市部は概ね多摩丘陵の南方に位置し、多摩丘陵には境川、鶴見川等の河川によって形成された谷地低地が分布している。

対象事業実施区域及びその周囲における地質の概況を「本編 第 4 章 図 4-2-1-15」に示す。

対象事業実施区域及びその周囲の表層地質の内、区部は下末吉ローム層・下末吉段丘堆積物、武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物が分布するほか、砂、泥、砂礫等から成る沖積層及び第三紀末期以降に堆積した新期堆積物が分布している。市部には上総層群の小山田層、連光寺層、平山

層及び稲城層等が分布し、関東ローム層等で覆われている。

対象事業実施区域及びその周囲に分布する主要な活断層は、対象事業実施区域及びその周囲には存在していない。

(2) 予測及び評価

1) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・工事施工ヤードの設置に係る重要な地形及び地質への影響	予測手法;事業の実施に伴う重要な地形及び地質への影響を明らかにすることにより定性的に予測した。 予測地域;工事施工ヤードの設置に係る重要な地形及び地質への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。 予測時期;工事期間中とした。

イ) 予測結果

予測地域には重要な地形及び地質は存在しないことから、工事施工ヤードの設置に伴う重要な地形及び地質への影響はないものと予測する。

イ. 評価

7) 評価の手法

評価手法	・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行った。
------	-----------------------------------------------------------------------------

イ) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

工事施工ヤードの設置に伴う重要な地形及び地質への影響はない。

2) 鉄道施設（トンネル）の存在

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・ 鉄道施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響	<p>予測手法；事業の実施に伴う重要な地形及び地質への影響を明らかにすることにより定性的に予測した。</p> <p>予測地域；鉄道施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。</p> <p>予測時期；鉄道施設の完成時とした。</p>

1) 予測結果

予測地域には、町田市において函師小野路歴史環境保全地域が分布しているが、この地域はトンネルで通過し、地形を改変することはない。その他、予測地域内には重要な地形及び地質は存在しないことから、鉄道施設（トンネル）の存在に伴う重要な地形及び地質への影響はないものと予測する。

イ. 評価

7) 評価の手法

評価手法	・ 回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行った。
------	------------------------------------------------------------------------------

1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

鉄道施設（トンネル）の存在に伴う重要な地形及び地質への影響はない。

3) 鉄道施設（駅、変電施設）の存在

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・ 鉄道施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響	<p>予測手法；事業の実施に伴う重要な地形及び地質への影響を明らかにすることにより定性的に予測した。</p> <p>予測地域；鉄道施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。</p> <p>予測時期；鉄道施設の完成時とした。</p>

1) 予測結果

予測地域には重要な地形及び地質は存在しないことから、鉄道施設（駅、変電施設）の存在に伴う重要な地形及び地質への影響はないものと予測する。

イ. 評価

7) 評価の手法

評価手法	・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行った。
------	-----------------------------------------------------------------------------

1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

鉄道施設（駅、変電施設）の存在に伴う重要な地形及び地質への影響はない。